

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

代議員選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第8条第5項の規定に基づき、代議員の選挙を公正に行うために必要事項を定める。

(配分)

第2条 代議員は、当法人のブロックにおける、原則として選挙を行う事業年度当初の正会員数に応じて算出する。

2 支部ごとの代議員の数は、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合とする。なお、20名に満たない人数についてはこれに参入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人数のブロックが存在する場合には、このブロックから1名の代議員とする。

(被選任者)

第3条 被選任者は、次の正会員とする。

- (1) 立候補した者
- (2) 地域協（議）会から推薦を受けた者

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第4条 代議員を選出するため、選挙管理委員会を置く。

(委員会の職務)

第5条 前条の委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 代議員選出に関する事務
- (2) 代議員選挙に関する通知
- (3) 代議員立候補及び代議員候補者の推薦、又は代議員候補者の辞退届出の受理
- (4) 代議員選挙の投票及び開票の管理
- (5) 代議員選挙結果の報告
- (6) この細則で定める事項並びにその他選挙事務に関し必要な事項

(委員の選任)

第6条 委員会の委員は、正会員のうちから会長が選任する。

2 委員会の委員の定数は3人以内とする。

3 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、就任後第2回目の代議員総会の終結の時までとする。

ただし、後任者が選出されるまではその職務を行う。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第8条 委員が候補者となったとき、または候補者となる意思を公にしたときは、その資格を喪失する。

(選挙通知)

第9条 委員会は、選挙期日から30日前までに次の事項を定め、正会員にこれを通知しなければならない。

(1) 選挙期日及びその場所に関する事項

(2) 候補者の届出に関する事項

(3) その他必要と認めた事項

第3章 立候補及び推薦の届出等

(立候補等の届出)

第10条 代議員に立候補しようとする者は、書面（付録選第1号様式）をもって委員会に届け出なければならない。

2 地域協（議）会より推薦を受ける者は、地域協（議）会代表者より、書面（付録第2号様式）をもって委員会に届け出なければならない。

3 代議員に立候補しようとする者は、地域協（議）会代表者の推薦状（付録選第3号様式）を添付しなければならない。

(候補者の辞退)

第11条 候補者が、候補を辞退しようとするときは、委員会が定める期日までに、書面（付録選第4号様式）をもって委員会に届け出なければならない。

(候補者名の通知)

第12条 委員会は、前条の候補の辞退届出期限が終わったときは、候補者の氏名を遅滞なく正会員に通知しなければならない。

第4章 選挙運動

(選挙運動の期間)

第13条 選挙運動の期間は、第10条の届出を行った日から選挙の行われる時までとする。

(選挙運動の倫理)

第14条 この細則に基づく選挙のための運動は公明正大を旨とし、正会員としての品位を汚してはならない。

(選挙運動の制限)

第15条 選挙運動として次の行為をしてはならない。

- (1) 利益を授受し、又はその約束をすること。
- (2) 供応をすること、又はこれを受けること。
- (3) 候補者を誹謗し、その他不正・不当な手段で当選を妨げること。

第5章 投票及び開票

(選挙人)

第16条 代議員選挙の選挙人は、事業年度当初の正会員とする。

(選挙方法)

第17条 選挙の投票は、選挙該当地区会員に往復はがきを送付し、記録により投票する形をとるものとする。

2. 各選挙人は、立候補者のうち当選を可とする者に投票を行う。各選挙人は、1人の立候補者に複数の投票を行うことはできないものとする。

(開票・集計)

第18条 開票に際し、立会人を1名置く。立会人は、選挙管理委員長、または選挙管理委員長が指名する選挙管理委員とする。

2. 選挙管理委員長は、開票及び集計を選挙管理委員又は選挙管理補助者に行わせることができる。

(当選者)

第19条 当選者については、上位から定数までの者を当選者とする。

2. 定数最下位が同票数の場合には、開票後1週間以内に行うくじ引きにより当選者を決定する。その場合、選挙管理委員長が指名する選挙管理委員が

立ち会うものとする。

3 選挙管理委員長は、開票結果及び当選者を発表する。

(無投票当選)

第20条 代議員に立候補した者の数が、地域協（議）会推薦者数と合計し、代議員の定数を超えないときは、届出の候補者および推薦者は投票を行わず当選者とする。

(開票結果の報告)

第21条 当選者が確定したときは、委員会は直ちに投票総数並びに有効投票及び無効投票の数と、当選者及び次点者の氏名並びに各候補者の得票数その他必要と認めた事項をホームページにおいて報告する。

(当選者の報告)

第22条 委員会は、当選者の氏名を就任承諾書（付録選第5号様式）に添えて本会に報告しなければならない。

(当選の効力)

第23条 当選の効力は、委員会からの報告による当選者の氏名を、本会に報告したときに発生する。

(就任承諾書)

第24条 当選者は、代議員総会の閉会までに就任承諾書（付録選第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

第6章 総会

(総会)

第25条 選挙および推薦で当選した代議員は、定時総会および臨時総会に出席する。

(委任状出席)

第26条 定時総会および臨時総会に出席できない代議員は、他の代議員にその権限を委任し、議決に加わることができる。

2 前項による権限の行使をした代議員は、これを出席したものとみなす。

第7章 規程の変更

第27条 この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年 3月28日から施行する。

この規程は、平成28年 5月14日から施行する。

立 候 補 届 出 書

令和 年代議員選挙に立候補しますので、お届けします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名 印

協（議）会（ブロック）名

一般社団法人山口県介護支援専門員協会選挙管理委員会委員長 様

地域協（議）会推薦者届出書

令和 年代議員選挙に下記の者を推薦しますのでお届けします。

記

地域協（議）会（ブロック）名 _____ ブロック
地域協（議）会 会長名 _____

令和 年 月 日

住 所 〒
氏 名

住 所 〒
氏 名

住 所 〒
氏 名

住 所 〒
氏 名

住 所 〒
氏 名

住 所 〒
氏 名

住 所 〒
氏 名

※必要に応じて複数枚使用すること。

一般社団法人山口県介護支援専門員協会選挙管理委員会委員長 様

地域協（議）会推薦書

令和 年代議員選挙について、下記のものが立候補するにあたり、一般社団法人山口県介護支援専門員協会代議員として推薦いたします。

記

代議員立候補者氏名

推薦理由

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

協（議）会（ブロック）名

会長

一般社団法人山口県介護支援専門員協会選挙管理委員会委員長 様

※この様式は、地域協（議）会の中で、代議員に立候補したいという会員が出た場合に、地域協（議）会がその会員を推薦するために、使用する様式となります。

立候補辞退届

私は今般下記の理由により、立候補を辞退したいので、お届けします。

記

理由

令和 年 月 日

住所

氏名

印

協（議）会（ブロック）名

就任承諾書

私は一般社団法人山口県介護支援専門員協会の代議員に就任することを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

一般社団法人山口県介護支援専門員協会選挙管理委員会委員長 様